



○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、長野県知事からの監査要求に係る長野県監査委員の監査の結果に基づき長野県知事が講じた措置について、次のとおり通知があったので、同項の規定により、これを公表する。

平成14年 8月22日

長野県監査委員	島	田	基	正
同	柳	沢	政	安
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二

14森第315号

平成14年 8月 9日

長野県監査委員 様

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成14年 6月 4日付け13監査第69号で長野県監査委員から提出のあった監査の結果に関する報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

全米桜祭り親善交流視察に係る旅費の支出の一部返還について、旅行を行った長野県議会議員及び前長野県議会議員計 6名に対し、平成14年 7月 5日付けで1人当たり85,500円を県へ返還するよう請求した。

監査委員事務局